

同時発表 関東運輸局

令和元年9月20日
自動車局整備課

自動車検査証の有効期間の再々伸長について

～令和元年台風第15号による被害を受けて～

令和元年台風第15号の被害に伴い、千葉県の一部の地域において自動車検査証の有効期間を伸長したところですが、引き続き、長期にわたる停電等により継続検査の受検が困難であることから、千葉県の一部の地域*において自動車検査証の有効期間を再々伸長することとしましたのでお知らせいたします。

*袖ヶ浦自動車検査登録事務所の管轄地域の全て並びに千葉運輸支局及び習志野自動車検査登録事務所の管轄地域の一部（参照：関東運輸局千葉運輸支局の公示）

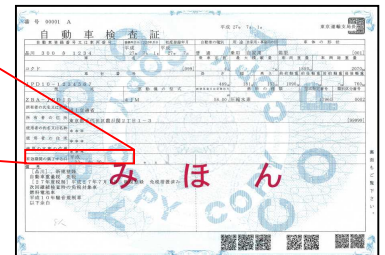
1. 令和元年台風第15号の被害に伴い、千葉県の一部の地域に使用の本拠の位置を有する車両は、引き続き、長期にわたる停電等により継続検査の受検が困難であることから、自動車検査証の有効期間が切れ、使用に支障が生ずるおそれがあります。

このため、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、以下のとおり自動車検査証の有効期間を再々伸長することとし、本日公示しましたのでお知らせいたします。

○対象車両

千葉県の一部の地域に使用の本拠の位置を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が満了する日が令和元年9月9日から10月8日までのもの

有効期間の満了する日	平成31年9月9日
------------	-----------



○措置内容

自動車検査証の有効期間を10月9日まで伸長

○継続検査の手続き

対象車両については10月9日までに継続検査を受検すれば引き続き自動車をご使用いただけます。

なお、有効期間の伸長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

○自動車損害賠償責任保険（共済）の手続き（締結手続の特例措置）

継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続きが10月9日を限度として猶予されます。

詳しくは契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。

<お問い合わせ先>

自動車局整備課 だんむら 團村、太田 TEL：03-5253-8589（直通） FAX：03-5253-1639

代表：03-5253-8111（内線：42427）

(参考1) 参照条文

道路運送車両法（昭和26年 法律第185号）（抜粋）

第61条の2 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。

2 前項の公示があつた場合には、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間は、公示の定めるところにより伸長したものとみなす。

(参考2) 自動車検査証の有効期間を伸長した最近の例

- 令和元年7月豪雨の被害に伴い鹿児島県の一部地域に使用の本拠を有する車両について2日伸長。
- 平成30年9月北海道胆振東部地震の被害に伴い北海道全域に使用の本拠を有する車両について12日伸長。
- 平成30年7月豪雨の被害に伴い広島県、岡山県、愛媛県及び福岡県の一部地域に使用の本拠を有する車両について最大2ヶ月伸長
- 平成29年7月九州北部豪雨に伴い福岡県及び大分県の一部地域に使用の本拠を有する車両について1ヶ月伸長
- 平成28年4月の熊本地震に伴い熊本県全域及び大分県の一部に使用の本拠を有する車両について最大3ヶ月伸長

(参考3) 関東運輸局千葉運輸支局長の公示

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和元年9月9日から同年10月8日までのものは、令和元年10月9日をもって満了するものとする。

記

1. 千葉運輸支局管轄

旭市、大網白里市、香取市、九十九里町、神崎町、佐倉市、山武市、酒々井町、芝山町、匝瑳市、多古町、千葉市（美浜区を除く。）、銚子市、東金市、東庄町、富里市、成田市、八街市、横芝光町、四街道市

2. 習志野自動車検査登録事務所管轄

印西市、栄町、八千代市

3. 袖ヶ浦自動車検査登録事務所管轄

いすみ市、一宮町、市原市、大多喜町、御宿町、勝浦市、鴨川市、木更津市、君津市、鋸南町、白子町、袖ヶ浦市、館山市、長生村、長南町、長柄町、富津市、南房総市、睦沢町、茂原市

令和元年9月20日